

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 平成31年1月7日（月）
午後4時30分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 40 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 41 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 42 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 43 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 平成31年1月7日(月)

2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 14名

1番 北田 直喜 2番 谷越 彦茂 3番 沖本 喜久雄

4番 野崎 努 5番 小坂 芳夫 6番 谷口 敬蔵

7番 石坂 誠一 8番 中山 修 9番 徳本 久邦

10番 原 武雄 11番 関口 たず子 12番 中田 登與志

13番 中島 悦子 14番 杉山 篤勇

5. 総会に欠席した農業委員の数 0名

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 3名

上中島地区 溝口 敏正 加積地区 畠山 勇

天神地区 幅 昭夫

7. 議事録署名委員

13番 中島 悦子 1番 北田 直喜

8. 総会に出席した職員

事務局長 浦田 誠 庶務係長 五十嵐 孝

主査 杉本 ゆき子 主任 高木 宣行

主事 横田 悠介

【開 会：午後4時30分】

杉山会長： それではただ今から平成30年度1月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、13番中島委員、1番北田委員にお願いいたします。

議案第40号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

横田主事： 議案第40号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。

今月の申請は上中島地区1件、天神地区1件で合計面積が2,361㎡です。

それでは次のページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

【議案第40号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各基準を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま
す。事務局からの説明は以上です。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。
それでは担当地区委員からの説明をお願いします。

野崎委員： 現在の耕作地であり問題ありません。

中山委員： 事務局説明のとおり、元の持ち主に戻るということで問題無いと
思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員から説明を求めましたが、今
回は、地区担当推進委員も出席しておられますので、何かご意見が
ありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは許可決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第40号は許可決定いたします。
議案第41号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する
意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主任： 議案第41号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する
意見決定についてご説明いたします。6ページ目をご覧ください。

【議案第41号 議案書をもとに朗読】

以上、農地の区分と転用目的については適当であると考えられ、
すべての許可要件を満たしていると考えますので本案件の事業計画
変更申請に問題はないものと考えられます。

杉山会長： 続きまして担当地区委員の説明をお願いします。

小坂委員： 周辺農地の農作業に影響が出ないように配慮されている計画ですので、特に問題無いと思います。

杉山会長： ただいま地区委員からの説明が終わりましたが、地区担当推進委員も出席しておられますので、含めて何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第41号は意見決定いたします。
議案第42号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主任： 議案第42号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。8ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は2件ございました。転用別内訳は、表のとおりで、地区別の内訳は、加積地区2件、合計面積が2,231㎡です。それでは9ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。
【議案第42号 議案書をもとに朗読】
別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： それでは担当地区委員の説明をお願いします。

小坂委員： 事務局から説明のあったとおり何の問題も無いと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員からの説明が終わりました。
本日出席の地区担当推進委員も含めまして、何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第42号は意見決定いたします。
議案第43号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明を求めます。

杉本主査： 議案第43号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。魚津市長より平成30年12月26日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。11ページが総括表、12ページからが一覧表になります。今月の案件は、1議案15件で、農業者間で直接利用権設定を行う相対が11件、農協を通じて利用権設定を行う転貸が4件です。新規と再設定の内訳は、新規が12件23筆10,697㎡、再設定が3件5筆4,453㎡です。全て合わせると15件28筆15,150㎡です。

以上の計画は、農用地の利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第43号は総括表記載のとおり決定いたします。

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後 5 時15分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

農地法第3条調査書

議案第40号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 横田 悠介
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請地は既に譲受人により耕作されており、権利取得後もこれまでと同様に水稻を耕作する。本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、12月25日、北田委員と事務局高木、横田が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第40号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 横田 悠介	
	判断の理由		該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。		しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし		しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。		しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。		しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請地は既に譲受人により耕作されており、権利取得後もこれまでと同様に耕作する。本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、12月25日、北田委員と事務局高木、横田が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。		しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第42号 受付番号1番
(賃借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	魚津市が定める農業振興地域整備計画において、農用地として利用すべき土地として定められた土地でありますので農用区域内農地です。 転用許可基準は一時転用です。	
転用目的	砂利採取のための一時転用です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金についても全額自己資金でまかなう計画で残高証明書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請地の一部に地役権が設定されていますが、権利設定者からの同意書が添付されており、問題ありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業施行期間は、平成31年2月1日から平成32年6月5日までの2年間の一時転用の計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み	申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、砂利採取法第16条の規定による採取計画変更認可申請書を申請済みで、許可見込みがあります。	
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、砂利採取のための一時転用として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は砂利採取のための一時転用であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	周囲を防塵ネットで囲み周辺農地へ被害が及ばないように配慮されています。また、進入路として使用する農道についても農耕車を優先し、破損があれば直ちに補修することとしておりますので、営農への支障は無いと考えます。	
一時転用の妥当性	3年以内の一時転用であり、申請目的のために供する必要性があると認められ、農業振興整備計画の達成に支障がないことを確認しています。	
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第42号 受付番号2番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第二種中高層住居専用地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	借受人が結婚して両親と二世帯同居するために、実家内の空き部屋に保管している生活雑貨を整理収納する必要があり、実家の隣接地である申請地を倉庫敷地として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、自己資金でまかなう計画で通帳の写しを添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、倉庫敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は倉庫敷地として利用する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、敷地内をコンクリート造成し、雨水は既存宅地を通して前面市道側溝に排水する計画ですので、周辺に与える影響はないものと考えられます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		